

利用者負担額基準表

♣0歳児～2歳児クラス♣

R2.10.1現在

各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯等の区分		多子区分				
		第1子		第2子		
階層区分	市民税等による定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	0	0	
B	A階層を除き、市民税非課税の世帯	0	0	0	0	
C	A階層を除き、市民税のうち均等割のみ課税の世帯	2,500	2,400	1,250	1,200	
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	56,500円未満	4,700	4,600	2,350	2,300
D2		56,500円以上 63,500円未満	6,200	6,000	3,100	3,000
D3		63,500円以上 71,000円未満	8,300	8,100	4,150	4,050
D4		71,000円以上 89,000円未満	10,900	10,700	5,450	5,350
D5		89,000円以上 107,500円未満	13,900	13,600	6,950	6,800
D6		107,500円以上 127,000円未満	17,500	17,200	8,750	8,600
D7		127,000円以上 145,000円未満	21,300	20,900	10,650	10,450
D8		145,000円以上 162,500円未満	25,000	24,500	12,500	12,250
D9		162,500円以上 180,500円未満	28,700	28,200	14,350	14,100
D10		180,500円以上 198,500円未満	32,300	31,700	16,150	15,850
D11		198,500円以上 216,500円未満	35,000	34,400	17,500	17,200
D12		216,500円以上 234,500円未満	36,100	35,400	18,050	17,700
D13		234,500円以上 258,500円未満	37,600	36,900	18,800	18,450
D14		258,500円以上 273,500円未満	38,700	38,000	19,350	19,000
D15		273,500円以上 289,000円未満	40,200	39,500	20,100	19,750
D16		289,000円以上 303,500円未満	41,300	40,500	20,650	20,250
D17		303,500円以上 333,500円未満	42,100	41,300	21,050	20,650
D18		333,500円以上 363,500円未満	42,800	42,000	21,400	21,000
D19		363,500円以上 393,500円未満	43,400	42,600	21,700	21,300
D20		393,500円以上 549,500円未満	44,100	43,300	22,050	21,650
D21		549,500円以上	44,800	44,000	22,400	22,000

- ※ 調整控除以外の各種税額控除前の税額を算定の根拠とします。
- ※ 年齢にかかわらず、生計を一にする子の最年長者から第1子として数え、多子区分を決定します。別居の兄姉であっても、生計を一にする場合(生活費・学資金・療養費等を送金している等)は該当しますので、住民登録を別にする兄姉がいる場合は保育課までお知らせください。
- ※ 年収360万円未満相当の要保護者世帯等については、軽減措置が適用されます。詳しくはしおりの「利用者負担額(保育料)について」(P17～18)の項目をご覧ください。
- ※ 利用者負担額決定に必要な情報が確認できない場合は、最高額の階層区分で決定します。